

## 令和8年度沖縄県生活困窮者自立支援事業 企画提案募集要領

### 1. 委託業務の名称

令和8年度沖縄県生活困窮者自立支援事業業務委託

### 2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 3. 事業の概要

生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業、同条第6項第1号に規定する生活困窮者居住支援事業、同条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業、第10条第1項に規定する都道府県の市等の職員に対する研修等事業を一体的に実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

### 4. 委託の上限額

委託料の上限は 163,329,000 円（消費税及び地方消費税含む）とする。

### 5. 委託業務の内容

別添「令和8年度 沖縄県生活困窮者自立支援事業業務委託に係る企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 6. 参加資格

#### (1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 法人格を有し、沖縄県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有すること。
- イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織及び人員を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ウ 本事業を遂行するために必要な知識、技術及び生活困窮者支援の実績を有し、事業実施に当たっては、関係市町村と密接に連携できること。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

#### ○ 地方自治法施行令（抄）

#### （一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

#### (2) 共同企業体として実施する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 共同企業体を代表する者が応募すること

- イ 共同企業体を代表する者は、本事業の遂行のため、他の構成員との連携を密に行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること
- ウ 共同企業体契約書、協定書等により、構成員間の役割分担、責任の所在を明確にすること
- エ 共同企業体の構成員のうちいずれかが4の(1)のアの要件を満たし、かつ全ての構成員が4の(1)のイからカまでの要件を満たすこと

## 7. スケジュール及び応募方法等（※すべて予定であり変更する可能性がある）

### (1) 主なスケジュール

- 令和8年3月9日（月）：企画提案公募及び質問受付開始
- 令和8年3月13日（金）：質問事項 受付〆切
- 令和8年3月19日（木）：企画提案参加届 提出〆切
- 令和8年3月23日（月）：企画提案書 提出〆切
- 令和8年4月1日以降：審査結果通知、契約締結

### (2) 質問事項の受付等

- ア 受付期限：令和8年3月13日（金） 17:00 必着
- イ 提出様式：「質問書」（様式5）
- ウ 提出方法：電子メールにより提出すること  
（提出先）沖縄県生活福祉部 保護・援護課  
保護・自立支援班 宮城 aa031704@pref.okinawa.lg.jp
- エ 回答方法：令和8年3月16日（月）までに保護・援護課HPに掲載。

### (3) 企画提案参加届の提出等

- ア 受付期限：令和8年3月19日（木） 17:00 必着
- イ 提出書類：以下の書類一式を1部提出すること。
  - ① 企画提案参加申込書（様式1）
  - ② 定款又は寄附行為
  - ③ 履歴事項全部証明書（令和6年12月1日以降に発行されたもの）
  - ④ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）又はこれに類する書類
  - ⑤ 誓約書（様式2）
- ウ 提出方法：書留郵便又は持参により提出すること。
  - ※ 持参する場合は、必ず事前に保護・援護課の担当者に電話にて持参日時等を連絡すること。
  - ※ 企画提案参加届の提出がない場合は参加資格を満たさないものとする。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 : 令和8年3月23日(月) 17:00 必着

イ 提出書類 : 以下の書類一式を 9部(正本 1部、副本 8部)提出すること  
※ 書類はすべて片面印刷とし、一式をまとめてフラットファイル毎に綴って提出すること。

※ 副本についてはコピー可とする。

① 企画提案概要書(様式3)

② 企画提案書

※任意様式。A4版で表紙、目次を除き25頁以内とする。  
作成に当たっては、仕様書を必ず、参照すること。

③ 実施体制図(任意様式)

④ 経費見積書(任意様式)

⑤ 会社概要(様式4)

⑥ 業務実績(様式5)

※ 共同企業体として実施する場合は、⑤及び⑥の書類を全構成員分、提出すること。

ウ 提出方法 : 書留郵便又は持参により提出すること。

※ 持参する場合は、必ず事前に保護・援護課の担当者に電話にて持参日時等を連絡すること。

※ 企画提案書の提出がない場合は参加資格を満たさないものとする。

8. 審査

※結果通知 : 令和8年4月1日(水) 以降予定

沖縄県生活福祉部保護・援護課に設置する「選定委員会」において、企画提案書の内容やこれまでの実績等を審査・採点し、優先交渉者を決定する。

9. 審査基準

ア 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。

イ 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的かつ効果的で実現可能性が高く、優れたものとなっているか。

ウ 当該委託業務を遂行できる能力・体制等を有しているか。

エ 当該委託業務の遂行に資する実績があるか。

オ 合理的なスケジュールが提案されているか。

カ 予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか。

10. 契約について

ア 県は、審査の結果、最高順位の者を委託候補者として契約締結に向けた協議を行う。ただし、当該協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて同様に協議を行うものとする。

イ 事業実施にあたっては、県と企画提案書の内容について協議・調整することとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

## 11. その他

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて応募者が負うものとする。
- (3) 企画提案書等は、応募者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の書き換え、差替え及び撤回は認めない。
- (4) 提出期限を過ぎた場合、虚偽の記載があった場合又は予算額を超えた企画提案書等は無効とする。
- (5) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は無効とする。
- (6) 当該提案に関する経費（参加申込書及び企画提案書等の作成や提出に要する経費等）は応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類（企画提案書等）は返却しない。なお、提出された書類は本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (8) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (9) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（※）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### ※ 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供される時。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 12. 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階  
沖縄県生活福祉部保護・援護課 保護・自立支援班  
tel : 098-866-2428 fax : 098-866-2758  
(担当：宮城) Email : aa31704@pref.okinawa.lg.jp